

(写)

松戸市教育委員会公告第2号  
令和8年1月5日

物品購入等制限付き一般競争入札の実施について

松戸市教育委員会  
教育長 波田寿一

次のとおり制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

記

- |            |              |
|------------|--------------|
| 1 件名       | 教職員用 机・椅子の購入 |
| 2 納入場所     | 松戸市教育委員会指定場所 |
| 3 納入期限     | 令和8年3月31日（火） |
| 4 調達物品     | 別紙仕様書のとおり    |
| 5 発注担当部課   | 学校教育部 学校財務課  |
| 連絡先        | 047-366-7460 |
| 6 入札参加資格要件 |              |

- (1) 令和6・7年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登録され、物品部門営業種目「家具・什器」の取扱品種目「スチール製家具・什器」に登録があること。
- (2) 松戸市内に本店または入札・契約の権限が委任された支店等を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本契約の入札前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始の決定がされていない者
- ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始の決定がされていない者
- エ 本事業の公告の日から入札執行日までの間において、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準（昭和62年松戸市訓令甲第1号）に基づく指名停止の措置を受けている者
- オ 本事業の公告の日から入札日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
- カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者とし

- て、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者  
＊ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係がある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係または人的関係がある者
- (4) 事業協同組合等が入札参加申込をする場合は、その組合等の構成員になっている者は、単独で入札参加申込みをすることはできない。

## 7 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和8年1月5日（月）午前 8時30分から  
令和8年1月13日（火）午前11時まで  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日等の休日を除く。)
- (2) 提出先 松戸市教育委員会 生涯学習部 教育総務課 契約担当
- (3) 申請方法 電子メール、ファクシミリ又は持参により提出  
メールアドレス [mckyouikusoumu@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mckyouikusoumu@city.matsudo.chiba.jp)  
ファクシミリ番号 047-368-6506

### (4) 提出書類等

- ア 物品購入等制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書（市指定用紙）  
イ 事業所の適正化に向けた誓約書（市指定用紙）  
ウ 購入実績を証する契約書、仕様書、図面等で概要の解る記載部分の写し  
エ 特定関係調書（市指定用紙）  
※令和7年度に1度提出している場合、2回目以降の提出は不要です。変更が生じた場合のみ改めて提出すること。
- オ 松戸市に本店または支店、営業所がある場合は、本事業の公告の日を含めて3か月以内に発行された以下の納税証明書の写しを提出すること。  
・法人市民税（法人の場合）：直近1事業年度分  
・市県民税（個人事業主の場合）：直近1年度分  
・固定資産税（課税されている場合のみ）：直近1年度分  
※ただし、当該年度分を完納していることが確認できる納税証明書の場合には、発行日を問わない。

※市指定用紙は松戸市教育委員会ホームページからダウンロードすること。

([https://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/jigyosha/nyusatsu\\_keiyaku/index.html](https://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/jigyosha/nyusatsu_keiyaku/index.html))

### (5) 入札参加資格の有無

入札参加資格の審査結果について、令和8年1月20日（火）までに松戸市物品購入等制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（以下、「審査結果通知書」という。）をファクシミリで送付する。

※審査結果通知書送付日から入札日までの間に第6項の入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、本事業に入札に参加することはできない。

### (6) 入札参加資格がない場合について

入札参加資格の審査結果、入札参加資格がないと認められた者は、生涯学習部教育総務課へ説明を求めることができる。その説明を求める場合は、審査結果通知書を受けた日の翌日から3日以内に、その内容を書面により提出すること。

## 8 契約条項等を示す場所

- (1) 契約書案及び仕様書等を示す場所

松戸市教育委員会ホームページ

- (2) 仕様書等の入手方法

松戸市教育委員会ホームページからダウンロードすること。

※松戸市教育委員会ホームページ

([https://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/jigyosha/nyusatsu\\_keiyaku/index.html](https://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/jigyosha/nyusatsu_keiyaku/index.html))

- (3) 契約書案及び仕様書等を示す期間

令和8年1月5日（月）午前 8時30分から

令和8年1月13日（火）午前11時まで

## 9 仕様書の質疑（同等品確認含む）の確認について

物品調達の内容に関して質疑及び同等品確認（以下「質疑等」という。）がある場合は、電子メールにより質疑先メールアドレスへ送信すること。

なお、質疑等がない場合であっても電子メールのアドレスを質疑先メールアドレスへ送信すること。

- (1) 質疑期間

令和8年1月5日（月）午前 8時30分から

令和8年1月13日（火）午前11時まで

- (2) 質疑先

松戸市教育委員会 学校教育部 学校財務課

メールアドレス mcgakkouzaimu@city.matsudo.chiba.jp

電話番号 047-366-7460

- (3) 回答日

令和8年1月20日（火）までに回答する。

なお、質疑等がない場合は回答しない。

## 10 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和8年1月23日（金）午後1時45分

- (2) 場所 松戸市教育委員会 京葉ガスF松戸ビル5階 会議室

## 11 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もる総価の契約金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金を入札前までに納めなければならない。ただし、入札に参加する者がこの公告日から過去2年間に本市の指名停止を受けていない者で、かつ次の各号のいずれかに該当するときは入札保証金を免除するものとする。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- (2) 過去2年以内に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共

団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者。この場合は、実績を確認できる書類を申請書と併せて提出するものとする。

なお、当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる。

※単価により契約を行う場合の見積もる契約金額（税込み）とは、契約単価に予定数量を乗じ、消費税相当額を加算した額とする。

## 12 支払条件

- (1) 納入目的物等の引渡し後、支払う。
- (2) 前金払 無
- (3) 部分払 無

## 13 最低制限価格の設定 無

## 14 内訳書の提出 無

※内訳書の提出が有の場合は入札時に提出すること。  
(市指定用紙) 提出が無い場合は入札を無効とする。  
(入札後直ちに行う再度の入札では不要)

## 15 入札金額の記載方法

- (1) 通貨の単位は円とし、小数点以下の金額の記載は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 16 その他入札必要事項

- (1) 入札前に必ず使用印鑑届兼委任状（写し）を提出すること。
- (2) 代理人又は復代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書には本人の記名と共に代理人又は復代理人が記名押印すること。
- (3) 一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできない。
- (4) 予定価格以内の入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を1回だけ行う。ただし、入札者が1人となった場合は再度の入札は行わない。
- (5) 予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (6) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

## 17 入札の中止等

- (1) 入札参加資格者が1人である場合においては、原則として入札を中止する。
- (2) 入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を延期し若しくは中止することができる。
- (3) 前各号の場合のほか、本市の都合により、入札を延期し若しくは中止すること

ができる。

- (4) 前3号において、いかなる場合においても、入札者は異議を申し立てることができない。

## 18 入札の執行

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書（市指定用紙）を作成し、本人の記名押印のうえ、封書にて自己の名を記載し、入札日時に入札場所へ提出しなければならない。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状（市指定用紙）に記名押印のうえ、提出しなければならない。
- (3) 前項の代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができない。
- (4) 入札者は地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。
- (5) 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。

※市指定用紙は松戸市教育委員会ホームページからダウンロードすること。  
([https://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/jigyosha/nyusatsu\\_keiyaku/index.html](https://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/jigyosha/nyusatsu_keiyaku/index.html))

## 19 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、入札後直ちに行う再度入札に参加できない。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く）
- (4) 記名押印のない入札又は要領を知得することができない入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人となった者のした入札
- (9) ファクシミリ、郵便、電報及び電話による入札
- (10) 入札書と内訳書との記載金額に差異のある入札
- (11) 内訳書の提出を条件とされている入札において内訳書の提出のない者のした入札
- (12) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係がある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札当日までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

## 20 契約保証金

総価の契約金額（税込み）の100分の10以上の額を納付する。ただし、次の

各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約締結したとき。
- (2) 契約の相手方が過去2年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。ただし、当該契約が契約金額300万円以上の請負契約（工事又は製造の請負契約にあっては、500万円以上）である場合は、この限りでない。
- (3) 契約の相手方が、法令に基づき延納が認められている場合において、確実な担保を提供したとき。

※単価により契約を行う場合の契約保証金は、契約単価に予定数量を乗じ、消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10以上の額とする。

## 2.1 権利義務の譲渡禁止

落札者は、入札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。

## 2.2 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

## 2.3 その他

提出された入札参加申請書類は返却しない。

## 2.4 問い合わせ先

松戸市教育委員会 生涯学習部 教育総務課 契約担当

電話番号 047-366-7455

ファクシミリ番号 047-368-6506

メールアドレス [mckyouikusoumu@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mckyouikusoumu@city.matsudo.chiba.jp)